

令和元年度における入湯税の用途について

入湯税は、消防施設等の整備、観光施設の整備及び観光振興などに要する費用に充てるための目的税であり、次に掲げる事業に充当しています。

令和元年度入湯税の額 8,296 千円

(単位:千円)

事業名		事業内容等	事業費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国(県)支出金	市 債	その他		うち充当額
消防施設等の整備	消防施設整備管理事業	消防施設整備工事	4,709	0	3,400	0	1,309	344
		小型動力ポンプ購入	3,888	0	2,600	0	1,288	338
	小 計		8,597	0	6,000	0	2,597	682
観光施設の整備	塩の湯施設管理事業	塩の湯温泉施設改修工事	1,235	0	0	0	1,235	325
	ロイヤル胎内パークホテル運営事業	交流促進施設改修工事	86,452	0	83,600	0	2,852	750
	クアハウスたいない管理事業	施設改修工事	792	0	0	0	792	208
	小 計		88,479	0	83,600	0	4,879	1,283
観光振興 (観光施設の整備を除く)	観光振興事業	観光宣伝費(印刷製本費、広告料)	3,274	0	0	0	3,274	860
		胎内市観光協会負担金	20,818	0	0	0	20,818	5,471
	小 計		24,092	0	0	0	24,092	6,331
合 計			121,168	0	89,600	0	31,568	8,296